2　第九十六条の二第五項の規定は、第二号厚生年金被保険者等が、厚生年金保険法第二十三条の三第一項の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出について準用する。この場合において、第九十六条の二第五項中「法第四十条第十四項」とあるのは「厚生年金保険法第二十三条の三第一項」と、「標準報酬の改定」とあるのは「標準報酬月額の改定」と、「標準報酬月額を」とあるのは「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と読み替えるものとする。

（第二号厚生年金被保険者等が育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定に係る申出の特例）

第九十六条の二の四　第二号厚生年金被保険者等が法第四十条第十二項の規定による標準報酬の改定を希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第二十三条の二の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出をしたものとみなす。

2　前項の規定は、第二号厚生年金被保険者等が法第四十条第十四項の規定による標準報酬の改定を希望する旨の申出と同一の事由により厚生年金保険法第二十三条の三の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出をしようとする場合について準用する。

（七十歳以上の使用される者の要件）

第九十六条の二の五　七十歳以上の長期組合員については、厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下「七十歳以上の使用される者」という。）とみなす。

（七十歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額の決定等）

第九十六条の二の六　七十歳以上の長期組合員について、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該長期組合員の標準報酬の決定又は改定が行われたときは、決定又は改定された額を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準報酬月額」という。）とする。

2　前項の規定により七十歳以上被用者の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、第九十六条の二第一項から第五項まで（同条第七項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による標準報酬の決定又は改定に係る基礎届を七十歳以上被用者の標準報酬月額の決定又は改定に係る基礎届とみなす。

3　組合は、第一項の規定により七十歳以上被用者の標準報酬月額を決定し又は改定したときは、当該七十歳以上の使用される者ごとに、その七十歳以上被用者の標準報酬月額及び当該七十歳以上被用者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を連合会に通知しなければならない。

第九十六条の三第一項中「第四十二条第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項」を「第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項」に、「改定したとき」を「改定したとき、及び厚生年金保険法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定したとき」に、「交流派遣職員」を「継続長期組合員又は交流派遣職員」に、「又はラグビー派遣職員」を「若しくはラグビー派遣職員」に改め、「改定した標準報酬」の下に「及び厚生年金保険の標準報酬月額」を「派遣先企業」を「公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業」に、「又はラグビー組織委員会」を「若しくはラグビー組織委員会」に改め、同条第二項中「前項前段」を「第一項前段」に改め、「標準報酬」の下に「及び厚生年金保険の標準報酬月額」を加え、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項前段の規定にかかわらず、給与支給機関が標準報酬及び厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定を通知したときは、組合が同項前段の通知をしたものとみなす。

第九十六条の四第一項中「第四十二条第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項」を「第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項」に、「改定したとき」を「改定したとき、及び厚生年金保険法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定したとき」に、「当該標準報酬」を「当該厚生年金保険の標準報酬月額並びに当該標準報酬及び当該厚生年金保険の標準報酬月額」に改め、同条第二項中「標準報酬及び当該厚生年金保険の標準報酬月額」を「並びに当該標準報酬及び当該厚生年金保険の標準報酬月額及び当該厚生年金保険の標準報酬月額」に改める。

第九十六条の五の見出し中「改定」を「改定の程度」に改め、同条中「第四十二条第七項」を「第四十条第十項」に改める。

第九十六条の六第七項を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。次項から第七項までにおいて同じ。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。第四項及び第五項において同じ。）を参酌して当該継続長期組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

第九十六条の六の次に次の二条を加える。

（第二号厚生年金被保険者等の標準賞与額の決定等）

第九十六条の六の二　第二号厚生年金被保険者等について、厚生年金保険法第二十四条の四の規定により当該組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定するときは、当該厚生年金保険の標準賞与額の決定は、法第四十一条の規定による当該組合員の標準期末手当等の額の決定と同時に行うものとする。

2　前項の規定により厚生年金保険法第二十四条の四の規定による厚生年金保険の標準賞与額を決定する場合においては、前条第一項（同条第三項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による標準期末手当等の額の決定に係る基礎届を厚生年金保険の標準賞与額の決定に係る基礎届とみなす。

3　第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員若しくはラグビー派遣職員である組合員となつた場合における前条第二項及び第四項から第六項までの規定の適用については、これらの規定中「標準期末手当等の額を」とあるのは「標準期末手当等の額及び厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額を」とする。

（七十歳以上の使用される者に係る標準賞与額に相当する額の決定等）

第九十六条の六の三　七十歳以上の長期組合員について、法第四十一条の規定による当該長期組合員の標準期末手当等の額の決定が行われたときは、当該決定された額を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準賞与額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準賞与額」という。）とする。

2　前項の規定により七十歳以上被用者の標準賞与額を決定し又は改定する場合においては、第九十六条の六第一項（同条第三項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による標準期末手当等の額の決定に係る基礎届を七十歳以上被用者の標準賞与額の決定に係る基礎届とみなす。

3　組合は、第一項の規定により七十歳以上被用者の標準賞与額を決定し又は改定したときは、当該七十歳以上の使用される者ごとに、その七十歳以上被用者の標準賞与額及び当該標準賞与額の基礎となつた期末手当等の額を当該決定した月を単位として連合会に通知しなければならない。

第九十六条の七第一項中「第四十二条第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項」を「第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項」に、「決定したとき」を「決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第二号厚生年金被保険者等の厚生年金保険の標準賞与額を決定したとき」に、「交流派遣職員」を「継続長期組合員又は交流派遣職員」に、「を当該組合員」を「及び厚生年金保険の標準賞与額を当該組合員」に、「派遣先企業」を「公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業」に、「又はラグビー組織委員会」を「若しくはラグビー組織委員会」に改め、同条第二項中「前項前段」を「第一項前段」に、「標準期末手当等の額」を「標準賞与額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項前段の規定にかかわらず、給与支給機関が標準賞与額及び厚生年金保険の標準賞与額の決定を通知したときは、組合が同項前段の通知をしたものとみなす。